

平成30年7月6日（金曜日）

○出席議員（11名）

1番	古玉	いづみ	議員	8番	諏訪	良一	議員
3番	土本	稔	議員	9番	宮下	為幸	議員
4番	林	真弥	議員	10番	甲部	昭夫	議員
5番	中川	秀平	議員	11番	坂井	幸雄	議員
6番	笹川	広美	議員	12番	作間	七郎	議員
7番	南	昭榮	議員				

○欠席議員（1名）

2番 尾田良一 議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	町田穂高
副町長	廣瀬康雄	農林課長	福島喜衛
教育長	袋井貞司	上下水道課長	田中智
参事兼総務課長	土屋哲雄	会計課長	船木秀浩
参事兼土木建設課長	北野均	長寿介護課長	道善まり子
参事兼住民福祉課長	平岡重信	保健環境課長	宮崎理市
企画課長	高名雅弘	教育文化課長	上坂恵一
情報推進課長	山本貴	生涯学習課長	甘田悟司

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 古川利宣 書記 水田祥代
議会事務局長補佐 土屋金蔵

○議事日程（第1号）

平成30年7月6日 午前10時開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

○追加議事日程

平成30年7月6日

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長選挙
- 日程第5 常任委員会委員の選任
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任
- 日程第7 長曾川水防事務組合議会議員の選挙
- 日程第8 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第9 石川北部RDF広域処理組合議会議員の選挙
- 日程第10 議会行革・活性化特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第11 庁舎統合建設特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第12 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

○追加議事日程2

平成30年7月6日

- 日程第1 同意第2号 監査委員の選任について

(提案理由説明、採決)

午前10時00分 開会

◎臨時議長の指名

○**議会事務局長（古川利宣君）** おはようございます。議会事務局長の古川利宣です。

本日の7月随時会議は、一般選挙後初めての議会となります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、諏訪議員が年長議員となりますので、ご紹介いたします。

諏訪議員、議長席にお着き願います。

〔諏訪良一議員、議長席に着席〕

○**臨時議長（諏訪良一議員）** ただいま紹介されました諏訪良一です。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

ここで、開会に先立ちまして、杉本町長より挨拶の申し出がありますので、これを許します。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○**杉本栄蔵町長** 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成30年度中能登町議会7月随時会議を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

去る6月24日に執行されました中能登町議会議員選挙において見事に当選をされたことにつきまして、心からお喜びとお祝いを申し上げます。

今回の選挙では、現職の方が11名、新人の方が1名当選をされましたが、議員各位には、ご自身のまちづくりに対する信条を広く町民の皆様方に訴えられ、大勢の方々から支持を得られ、当選をされました。今後は、中

能登町議会議員としての活動を通じまして町民の期待に応えられ、ご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、さらなる中能登町の発展のために大局的な視点でのご提言をお願いを申し上げます。

さて、中能登町は今年度、14年目を迎えております。この間、住みよいまち、子育てに優しいまちへの基盤づくりを最重要テーマとして位置づけ、高校生までの医療費無料化や第2子までの保育料、給食費の無料化、分譲宅地の造成を初めとした移住、定住促進等の各種事業を進め、目標を出生率日本一のまちを掲げ、精進、邁進してまいりました。

また、中能登町の環境整備にも重点を置き、昨年は、日本初となるバイオマスメタン発酵施設を建設し、町内の生ごみやし尿をこの施設で売電、堆肥と処理が可能となりました。瀬戸地区には、サニーレタス栽培を行うバイテック植物工場の誘致を行い、地元雇用の創出を生み出しました。

また、中能登町の歴史的建造物を地域ぐるみで重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて調査を進めております。

そのほか、空き校舎の利活用では、町内の企業が旧越路小学校と旧御祖小学校を活用するとともに、今後も公共施設の統廃合を進めながら無駄のない効率的なまちづくりを進め、町民の皆様や議員の皆様のご意見を賜りながら庁舎統合に取り組み、さらなる行財政改革を図っていく所存であります。ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、一言お祝いとお祝いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎開会・開議

○**臨時議長（諏訪良一議員）** ただいまから平成30年度中能登町議会7月随時会議を開会

します。

ただいまの出席議員数は11人です。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定による会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

◎仮議席の指定

○臨時議長（諏訪良一議員） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長選挙

○臨時議長（諏訪良一議員） 次に、議長の選挙を行う前に、中能登町議会基本条例第5条第7項の規定により、議長の職を志願する議員に所信を表明する機会を与えます。

所信を表明する方は挙手願います。

9番 宮下為幸議員

○9番（宮下為幸議員） 私は、このたび議長に立候補したく決意表明をいたします。

ここ数年、議会の公開はもちろんのこと、開かれた議会の中でさまざまなルートを通じて町民の皆さんと向き合い、対話を深めてまいりました。各種団体との一般会議、議会報告会によって町民参加を促してまいりました。今後も積極的に町民の皆様と対話を進めていきたいと思っております。

この改選時から予算決算常任委員会を設置することになりました。町の財政の健全化を図るため、監視統制機能を図ってまいりたいと思っております。

議会は12人となりました。議員の皆様方とともに、私は中能登町のために全力を尽くしてまいり所存でございます。

以上で決意表明といたします。何とぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（諏訪良一議員） ほかに所信を

表明される方はいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（諏訪良一議員） 以上で所信表明を終わります。

日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（諏訪良一議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（諏訪良一議員） 異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に、9番 宮下為幸議員を指名します。

お諮りします。

ただいま臨時議長が指名しました9番 宮下為幸議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（諏訪良一議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9番 宮下為幸議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました9番 宮下為幸議員が議場におられます。会議規則第29条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで、議長に当選された9番 宮下為幸議員から議長当選の承諾及び挨拶を受けます。

〔9番（宮下為幸議員）登壇〕

○9番（宮下為幸議員） 今ほど、皆様のご推挙によりまして、中能登町議会議長を拝命することになりました。まことにありがとうございました。

今後は、基本条例にのっとり、政策立案、条例などを提案する議会を目指したいと思います。議員の皆様のご協力をお願いし、就任の挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（諏訪良一議員） 宮下議長、議席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は終了しました。

ご協力ありがとうございました。

〔宮下為幸議員、議長席に着席〕

○議長（宮下為幸議員） これより議長としての職を務めさせていただきます。

ここで、資料配付のため暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程

○議長（宮下為幸議員） お諮りをいたします。

ただいまお手元に配付しました追加議事日程を本日の日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議席の指定

○議長（宮下為幸議員） 日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宮下為幸議員） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本随時会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、1番 古玉いづみ議員、3番 土本 稔議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（宮下為幸議員） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本随時会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

◎副議長選挙

○議長（宮下為幸議員） 次に、副議長選挙を行う前に、中能登町議会基本条例第5条第7項の規定により、副議長の職を志願する議員に所信を表明する機会を与えます。

所信を表明する方は挙手願います。

6番 笹川広美議員

○6番（笹川広美議員） 副議長の立候補に際し、所信を表明をさせていただきます。

私は、3期12年、中能登町議会議員として町民の皆様からさまざまなお声を伺いながら、何よりも中能登の皆様が幸せに暮らしていける、そのことを第一と考え、これまで活動をさせていただいてまいりました。

今、日本の社会、大変少子・高齢化、そして人口減少化に向かっております。そうした中、地域では介護の問題、また子育ての問題、また、きょうも全国で頻発をしておりますさまざまな災害、この防災、減災の問題等、本当にたくさんの課題が山積をしております。

ここ中能登でも、防災対策では防災士の皆様を中心となってまいりますが、たくさんの

誕生された防災士の4割以上が女性の皆様ということで、大変女性の力が期待されている、そうした数字のあらわれではないかと思われま。こうした女性の皆様が持つ生活者に根差したきめ細やかな視点、また生命を育む豊かな力、そういったものが今求められていると感じております。

こうした女性の皆様、中能登の女性の皆様がしっかりと社会に参画できるよう後押しをし、また、これからの社会を担う若い世代の皆様が政治に関心を持っていただけるよう努めていくのが議会の役割かと強く感じております。

こうした開かれた議会を目指し、この中能登町の議会、さらに発展ができるようしっかりと頑張りたいと思っております。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮下為幸議員） ほかに所信を表明される方はいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 以上で所信表明を終わります。

日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、6番 笹川広美議員を指名しま

す。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました6番 笹川広美議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6番 笹川広美議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました6番 笹川広美議員が議場におられます。会議規則第29条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで、副議長に当選された6番 笹川広美議員から副議長当選承諾及び挨拶を受けま

〔6番（笹川広美議員）登壇〕

○6番（笹川広美議員） ただいま副議長の任を拝しました笹川でございます。

宮下新議長のもと、議員の皆様とともに、この中能登町、誰もが本当に安心して暮らせる中能登町、また一人一人が輝く中能登町へ皆様とともに前進をしてまいりたいと決意をしております。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

◎常任委員会委員の選任

○議長（宮下為幸議員） 日程第5 常任委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、指名したいと思います。

総務建設常任委員会委員に、

3番 土本 稔 議員

6番 笹川 広美 議員

8番 諏訪 良一 議員

9番 宮下 為幸 議員

11番 坂井 幸雄 議員

12番 作間七郎 議員
以上6名。

教育民生常任委員会委員に、
1番 古玉いづみ 議員
2番 尾田良一 議員
4番 林真弥 議員
5番 中川秀平 議員
7番 南昭榮 議員
10番 甲部昭夫 議員
以上6名。

予算決算常任委員会委員に、
1番 古玉いづみ 議員
2番 尾田良一 議員
3番 土本稔 議員
4番 林真弥 議員
5番 中川秀平 議員
6番 笹川広美 議員
7番 南昭榮 議員
8番 諏訪良一 議員
10番 甲部昭夫 議員
11番 坂井幸雄 議員
12番 作間七郎 議員
以上11名。

それぞれ指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここで、常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に各常任委員会が開催され、委員会条例第9条第2項の規定により常任委員会の委員長、副委員長が互選されました。

総務建設常任委員会の委員長に11番 坂井幸雄議員、副委員長に8番 諏訪良一議員。

教育民生常任委員会の委員長に10番 甲部昭夫議員、副委員長に5番 中川秀平議員。

予算決算常任委員会の委員長に12番 作間七郎議員、副委員長に3番 土本稔議員。

以上のとおりであります。

報告を終わります。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（宮下為幸議員） 日程第6 議会運営委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきまして、委員会条例第8条第2項の規定によって指名したいと思います。

4番 林真弥 議員

5番 中川秀平 議員

10番 甲部昭夫 議員

11番 坂井幸雄 議員

12番 作間七郎 議員

以上5名を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員会条例第9条第2項の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されました。

議会運営委員会の委員長に12番 作間七郎議員、副委員長に4番 林真弥議員。

以上のとおりであります。

報告を終わります。

◎長曾川水防事務組合議会議員の選挙

○議長（宮下為幸議員） 日程第7 長曾川水防事務組合議会議員の選挙を議題とします。

長曾川水防事務組合同規約第6条の規定により、組合議員3名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

長曾川水防事務組合議会議員に、

1番 古玉 いづみ 議員

4番 林 真 弥 議員

11番 坂井 幸 雄 議員

以上3名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3名を長曾川水防事務組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。ただいま指名しました3名が長曾川水防事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第29条第2項の規定により当選の告知をします。

◎石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（宮下為幸議員） 日程第8 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定によって、広域連合選出議員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、中能登町議会議員 私、宮下為幸を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した中能登町議会議員 私、宮下為幸を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました中能登町議会議員 私、宮下為幸が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ここで、会議規則第29条第2項の規定によ

り当選の告知をします。

◎石川北部RDF広域処理組合議会議員の選挙

○議長（宮下為幸議員） 日程第9 石川北部RDF広域処理組合議会議員の選挙を議題とします。

石川北部RDF広域処理組規約第5条第2項の規定によって、選出議員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

石川北部RDF広域処理組合議会議員に、11番 坂井幸雄議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した11番 坂井幸雄議員を石川北部RDF広域処理組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。ただいま議長が指名した11番 坂井幸雄議員が石川北部RDF広域処理組合議会議員に当選されました。

会議規則第29条第2項の規定により当選の告知をします。

◎議会行革・活性化特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（宮下為幸議員） 日程第10 議会行革・活性化特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

先に、議会行革・活性化特別委員会の設置についてお諮りします。

議会行革・活性化特別委員会を設置することについて、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。したがって、議会行革・活性化特別委員会は設置することに決定しました。

次に、議会行革・活性化特別委員会の委員の選任を議題とします。

議会行革・活性化特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により指名したいと思います。

1番 古 玉 いづみ 議員

2番 尾 田 良 一 議員

3番 土 本 稔 議員

4番 林 真 弥 議員

5番 中 川 秀 平 議員

6番 笹 川 広 美 議員

7番 南 昭 榮 議員

8番 諏 訪 良 一 議員

10番 甲 部 昭 夫 議員

11番 坂 井 幸 雄 議員

12番 作 間 七 郎 議員

以上11名を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、議会行革・活性化特別委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会行革・活性化特別委員会開催のため暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に議会行革・活性化特別委員会が開催され、委員会条例第9条第2項の規定により議会行革・活性化特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

委員長に6番 笹川広美議員、副委員長に10番 甲部昭夫議員。

以上のとおりであります。

◎庁舎統合建設特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（宮下為幸議員） 日程第11 庁舎統合建設特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

先に、庁舎統合建設特別委員会の設置についてお諮りします。

11人の委員をもって構成する庁舎統合建設特別委員会を設置することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。したがって、11人の委員をもって構成する庁舎統合建設特別委員会は設置することに決定しました。

次に、庁舎統合建設特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により指名したいと思います。

- 1番 古玉 いづみ 議員
- 2番 尾田 良一 議員
- 3番 土本 稔 議員
- 4番 林 真弥 議員
- 5番 中川 秀平 議員
- 6番 笹川 広美 議員
- 7番 南 昭 榮 議員
- 8番 諏訪 良一 議員
- 10番 甲部 昭夫 議員

11番 坂井 幸雄 議員

12番 作間 七郎 議員

以上11名を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、庁舎統合建設特別委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここで、庁舎統合建設特別委員会開催のため暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に庁舎統合建設特別委員会が開催され、委員会条例第9条第2項の規定により庁舎統合建設特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

庁舎統合建設特別委員会の委員長に12番 作間七郎議員、副委員長に3番 土本稔議員。

以上のとおりであります。

◎議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（宮下為幸議員） 日程第12 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

先に、議会広報特別委員会の設置についてお諮りします。

議会だより発行に伴う運営、活動について調査等をするため、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。したがって、6人の委員をもって構成す

る議会広報特別委員会は設置することに決定しました。

次に、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により指名したいと思います。

- 1番 古玉 いづみ 議員
- 2番 尾田 良一 議員
- 3番 土本 稔 議員
- 4番 林 真弥 議員
- 5番 中川 秀平 議員
- 6番 笹川 広美 議員

以上6名を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会広報特別委員会の開催のため暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に議会広報特別委員会が開催され、委員会条例第9条第2項の規定により議会広報特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

委員長に4番 林真弥議員、副委員長に1番 古玉いづみ議員。

以上のとおりであります。

ここで、全員協議会開催のため暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（宮下為幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程

○議長（宮下為幸議員） お諮りします。

ただいま杉本町長より

同意第2号 監査委員の選任について

同意1件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第2号

○議長（宮下為幸議員） 追加日程

日程第1 同意第2号 監査委員の選任についてを議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 本日ここに、平成30年度中能登町議会7月随時会議の開会に当たり、議員各位には、公私ともに何かとご多用の中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の随時会議に提案をいたしました議案につきまして説明をいたします。

同意第2号 監査委員の選任についてであります。

今回、議会議員の任期満了に伴う改選後の議会議員のうちから選任すべき監査委員として、諏訪良一議員が最適任者であると信じ、

地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提案いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

同意第2号 監査委員の選任について。

8番 諏訪良一議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

〔8番（諏訪良一議員）退場〕

○議長（宮下為幸議員） お諮りいたします。

本件は人事案件であり、さきに議員各位のご理解を得ております。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定しました。

これより採決します。

同意第2号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、8番 諏訪良一議員の入場を許します。

〔8番（諏訪良一議員）入場〕

◎閉議・閉会

○議長（宮下為幸議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は全て終了しまし

た。

これをもって平成30年度中能登町議会7月臨時会議を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前11時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 諏訪良一

議長 宮下為幸

署名議員 古玉いづみ

署名議員 土本 稔